資料３

志木市国民健康保険税条例新旧対照表

新	旧
（課税額） 第２条　　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が５８０，０００円を超える場合においては、基礎課税額は、５８０，０００円とする。 ３・４　　略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第４条　第２条第２項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の１３を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１８，５００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第６条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場	（課税額） 第２条　　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が５４０，０００円を超える場合においては、基礎課税額は、５４０，０００円とする。 ３・４　　略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第４条　第２条第２項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の３４を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について９，５００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第６条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場

合に限る。）をいう。次号及び第２２条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号及び第２２条において同じ。）以外の世帯　７，０００円

(2) 特定世帯　３，５００円

(3) 特定継続世帯　５，２５０円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第７条　第２条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．１を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第８条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について９，０００円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第９条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．５を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第１０条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１０，５００円とする。

（国民健康保険税の減額）

第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に

合に限る。）をいう。次号及び第２２条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号及び第２２条において同じ。）以外の世帯　１９，５００円

(2) 特定世帯　９，７５０円

(3) 特定継続世帯　１４，６２５円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第７条　第２条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．１を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第８条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１０，０００円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第９条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．３６を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第１０条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１１，０００円とする。

（国民健康保険税の減額）

第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に

対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が５８０，０００円を超える場合には、５８０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９０，０００円を超える場合には、１９０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６０，０００円を超える場合には、１６０，０００円）の合算額とする。

(1) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１２，９５０円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次の（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　４，９００円

（イ）　特定世帯　２，４５０円

（ウ）　特定継続世帯　３，６７５円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，３００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，３５０円

対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が５４０，０００円を超える場合には、５４０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９０，０００円を超える場合には、１９０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６０，０００円を超える場合には、１６０，０００円）の合算額とする。

(1) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，６５０円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次の（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１３，６５０円

（イ）　特定世帯　６，８２５円

（ウ）　特定継続世帯　１０，２３８円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，０００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，７００円

(2) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２７５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，２５０円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次の（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　３，５００円

（イ）　特定世帯　１，７５０円

（ウ）　特定継続世帯　２，６２５円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，５００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，２５０円

(3) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５００，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　３，

(2) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２７５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，７５０円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次の（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　９，７５０円

（イ）　特定世帯　４，８７５円

（ウ）　特定継続世帯　７，３１３円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，０００円

エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，５００円

(3) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３０，０００円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５００，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，

７００円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次の（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１，４００円 （イ）　特定世帯　７００円 （ウ）　特定継続世帯　１，０５０円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，８００円 エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，１００円 （特例対象被保険者等に係る申告） 第２３条の２　　略 ２　前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１７条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。	９００円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次の（ア）から（ウ）までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　３，９００円 （イ）　特定世帯　１，９５０円 （ウ）　特定継続世帯　２，９２５円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，０００円 エ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，２００円 （特例対象被保険者等に係る申告） 第２３条の２　　略 ２　前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１７条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。